

総務経済委員会
令和5年9月15日(月)
午前9時30分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

南出 昌彦	田中 和仁
森下 伸吾	阪本 久代
岡 弘悟	田中 博晃
小林 弘	石橋 英和
中本 正人	

他に 副議長 岡本 安弘

会議に付した事件

1. 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願について
2. 協議 L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書(案)について
3. 報告等(窓口業務等アウトソーシングの導入について)
4. 報告等(橋本市水道事業「第5次拡張事業 水道事業施設再構築計画」及び「投資・財政計画」の見直しについて)
5. 報告等(「橋本市公共下水道事業経営戦略」の見直しについて)

説明員

副市長	小原 秀紀	危機管理監	廣畑 浩
総合政策部長	土井加奈子	政策企画課長	中岡 勝則
総務部長	井上 稔章	財政課長	三浦 康広
消防総務課長	永井 智之	経済推進部長	北岡 慶久
建設部長	西前 克彦	上下水道部長	堤 健
水道経営室長	寺田 嘉文	水道施設課長	森下 弘茂
下水道課長	辰巳谷昭範	健康福祉部長	久保 雅裕
会計管理者	大岡 久子	監査委員事務局長	櫻井 康雄
選挙管理委員会事務局長	藤岡 栄次		

その他関係職員

職務のため出席した者

事務局次長	笹山 奨	書記	諸田 泰己
-------	------	----	-------

(午前9時30分 開議)

○委員長(南出昌彦君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより総務経済委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、9月14日の本会議において本委員会に付託された請願第1号のほか、お手元に配付の事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願について

○委員長(南出昌彦君) 請願第1号の紹介議員は、高本議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり会議規則第142条第1項の規定により紹介議員の高本議員の本委員会への出席を求めることといたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(南出昌彦君) ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願について を議題といたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等について、説明願ひます。

高本議員

○紹介議員(高本勝次君) おはようございます。すいません。お手元にあると思うんですが、沖縄県のコドソラという団体がございまして、そこから私に紹介議員になっていただけないかということでお話がございまして、お受けするということになりましたので、本日、紹介議員としてお話ししたいと思います。皆さん、手元にあると思う

んですが、請願書について書いておる内容をちょっと読ませていただいて、お話ししたいと思います。そのまま読ませていただきます。

日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書

(請願の要旨)

①学校上空(普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園)の飛行禁止

②日本政府の責任において、沖縄県、宜野湾市と連携して普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと

③普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を目指し、貴議会においてその旨の意見書を採択し、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出すること

以上を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出していただくようお願いいたします。

(請願)

1. 学校上空(普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園)の飛行禁止

2017年12月7日、緑ヶ丘保育園ではCH53E米軍ヘリのプラスチック部品落下事故が起きました。沖縄県警はこの部品について、「米軍ヘリからの落下物とは特定できなかったが、その可能性を否定するものでもない」と発表しています(2020年12月)。落下物が見つかったのは、子どもたちが遊ぶ園庭からわずか50センチのところでした。直径8センチ、長さ10センチ、重さ213グラムの部品が子どもたちに当たっていたらと思うと、とても恐ろしいです。

同年12月13日には、普天間第二小の運動場にCH53E米軍ヘリから重さ約7.7キロの窓枠が落下する事故がありました。このとき、落下の衝撃によってはねた小石が体育の授業中だった児童一人にあたりに、軽傷を負わせました。これ以後、普天間第二小の生徒たちは米軍機が接近するたびに避難をし、

思う存分遊んだり、学んだりすることが難しくなりました。

また、2021年11月23日には、訓練中の米軍機から水筒が落下し、宜野湾市野嵩の住宅街にある民家の玄関先で見つかりました。これらの事故は、宜野湾市で生活する市民の生命を脅かすものです。

日米両政府は普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意しています。しかし実際には、場周経路を外れた飛行は常態化しています。これについて、沖縄防衛局は気象条件などのために米軍機が場周経路外を飛ぶこともあると説明しています。しかし、保育園や小学校への送迎時には、毎日と言っていいほどCH53Eやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃します。落下物だけではなく、低空飛行や騒音も子どもたちの生活を脅かしています。

緑ヶ丘保育園の子どもたちは、お昼寝の時間を妨げられたり、おやつを食べながら耳を塞いだりということが日常になっています。普天間第二小の校庭には、危険を避けるための「避難小屋」が設けられました。しかし、子どもを守るということは、米軍機の危険を子どもたち自身が避けて避難するというような現実自体を変えることなのではないでしょうか。普天間飛行場の近隣にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園の子どもたちはずっと我慢を重ねてきました。場周経路外にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園上空の米軍機飛行禁止を要請します。

2. 日本政府の責任において、沖縄県宜野湾市と連携して普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと

沖縄の米軍基地周辺では、かねてからPFAS（有機フッ素化合物）による水の汚染が問題となってきました。2022年8月の土壌調査によって、普天間第二小の敷地の一部から米国基準の29倍に達する有機フッ素化合物PFASが検出されました。調査では3つの地点で土壌が採取されましたが、この

うち学校裏にある排水溝近くからは1キログラムあたり1700ナノグラム、運動場のバックネット裏付近からは1000ナノグラムの濃度のPFASが検出されています。

PFASについては、発がん性も含め人間の健康に影響があることが認められ、国際的にも規制が強められていますが、健康被害についてはまだわかっていないことが多く、日本では土壌の基準値の設定すらされていません。このような状況のなか、小学校の敷地から高い数値でPFASが検出されたことを私たち保護者は大変不安に感じています。

2022年8月に行われた土壌調査は市民グループによるもので、土壌採取は3つの地点のみに留まっています。日本政府は沖縄県、宜野湾市と連携し、普天間第二小の敷地全域の土壌調査を行い、汚染が特定された箇所については土壌を入れ替えるよう要請します。

3. 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

2017年の落下物事故の後、当時の緑ヶ丘保育園の保護者・保育者は「チーム緑ヶ丘1207」を結成し、12万筆の署名を集め、内閣府・防衛省・外務省に対し、事故の原因究明と原因究明までの飛行禁止、園上空の飛行禁止を要請しました。その後も、沖縄県、宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所などを繰り返し訪れ、子どもたちがさらされている危険を訴えてきました。しかし、事故から5年が経つ現在も、子どもの命が守られるための改善が行われているとは言いがたい現状があります。

普天間飛行場では、騒音が大きな外来機の固定翼機の飛来が増えています。2017年度には外来の固定翼機の発着が236回であったのに対し、2018年度には1520回、2019年度には2678回でした。負担は増大するばかりです。また、コロナ禍以降、窓を開けての換気が必要な状況で、子どもたちはすさまじい騒音にさらされています。

空の安全を守るための活動を続けていこうとしていたところ、2022年には子どもたちの通う小学校の土壌がPFASで汚染されて

いることが明らかになりました。私たち保護者は、従来から訴えてきた空の安全が守られないだけでなく、水や土の安全も脅かされている現在の状況を許容することはできません。

普天間の子どもたちが置かれている状況は、日本国憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反するものです。しかし、宜野湾市、沖縄県という自治体からの声だけでは状況を動かすことができません。

憲法前文が保障する平和的生存権に基づき、普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障することを目指し、貴議会においてその旨の意見書を採択し、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出してください。

普天間の子どもたちが、日本の他の地域の子どもと同じように安全・安心に暮らせる環境を実現していくため、これら日本全体で解決すべき問題として捉え、ともに声を上げていただきたいと思います。貴議会にて審議・採択していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

ということで、以上が請願文の内容でございます。子どもたちの命を守るために議員各位の賛同を得て、請願を採択して意見書を政府に提出していただけるように、国にお願いして、報告いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（南出昌彦君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡委員。

○委員（岡 弘悟君）一点、ちょっと気になるんですけど、請願内容にした日本全体で解決すべき問題として普天間基地周辺の子どもたちっていうのはわかるんですけども、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く環境の騒音とか、米軍のヘリとかの問題は、確かにもう、普天間基地周辺の問題なんで、もう日本全国で考えていかなあかん問題なのはわかるんですけども。このPFASについ

ては、これは日本全国でやるべき問題で、それについて国に要望をあげるのはいいいんですけど、この普天間第二小学校に限定して国にお願いするっていう形を、橋本市から取るっていうのは、どういう趣旨なのかがちょっとわからないんです。もう基本的にはやはり、そこにもね、宜野湾市さんの市議会もあるわけですし、そちらのほうでお話ししていただくのが一番、我々は我々が橋本市を取り巻く小学校のPFASの検査を実施していただきたいという立場になってしまいますんでね、この普天間第二小学校内の話に限定してるっていうのは、これちょっと僕はちょっとこの辺理解できないんですけど。

○委員長（南出昌彦君）高本議員。

○紹介議員（高本勝次君）これ実はね、横田基地もね、同じような土壌汚染の問題が存在してるということがわかったんです。それで、これから広がる可能性も起こってるんで、やっぱりみんなの問題として取り上げて欲しいと。やっぱりこういう問題は、やっぱりその地元の人だけで解決す…、やっぱり沖縄の現地のほうは、やっぱりこのオール沖縄で、やっぱり議会も県議会も、やっぱりこういう問題は、やっぱり大事な問題で、やっぱり知事先頭に取り組んでおるわけなんですよ。だから当然その中で、その声を全国に広げていただきたいという願いから、この請願を全国にちょっとお願いしてる場所なんですよ。

○委員長（南出昌彦君）高本議員。

この第二小学校に限定した調査っていうのは、どういうことですか。という質問なんですけど。

○紹介議員（高本勝次君）第二小。今のところ、第二小学校の道路で発見されたんで、見つけれられたんで、その土壌をまずは調査して欲しいということを求めているんです。

○委員長（南出昌彦君）岡委員。

○委員（岡 弘悟君）そうであれば、宜野湾市全体の小学校を宜野湾市さんが調査すべきやと思うんですけどね。それはされてるんですか。宜野湾市さんは、これの対応

はされてるんかどうかと、あと宜野湾市議会さんはどういう対応されてるんですかね。

○委員長（南出昌彦君） 高本議員。

○紹介議員（高本勝次君） 全体読んでいただいたらわかっていただけたと思うんですけども、やっぱりこの基地、普天間基地の周辺で起こってる事態なんですけども、この現象は。それでやっぱり問題を解決するために、そこの地元だけでの解決でなくて、みんなの問題として捉えているので、そういう意味で、この請願の趣旨を書いているんですけど、いかがでしょう。

○委員長（南出昌彦君） 岡委員。

○委員（岡 弘悟君） おっしゃっていることはね、全然間違えてることじゃないと思うんですよ。ただ、ここに限定されてるっていうのがすごく気になるし、この限定されるのであれば、もう宜野湾市さんのほうで対応してもらわんと。橋本市議会で限定されたものを、その請願あげるっていうのはちょっと趣旨がずれるので、できたら宜野湾市じゃなくて日本全国の小学校の土壌調査の実施っていうのであれば、橋本市議会としても協力ができるんですけども、宜野湾市のこのピンポイントの小学校の土壌調査のために全国的にやれと言われても、我々は我々で橋本市内の小学校の諸問題も残っている中で、今度は宜野湾市さんに橋本市の問題をお願いしますっていう話もできないので、それはもう、できたらこの問題は宜野湾市さんのほうで。

ここの文章だけがちょっと気になるんですけどね。僕は皆さんの意見もちょうとお聞きしたらええと思うんですけど。その辺は、僕このピンポイントに、固有名詞まで出してそこの小学校の話をしてる、この橋本市議会ですること自体が、逆に言うと宜野湾市議会さんに対してすごく失礼な気もいたしますけどね。

○委員長（南出昌彦君） 高本議員。

○紹介議員（高本勝次君） 全国でやってくれとは書いてませんので、ここに表現してんのは、横田基地も、そういう同じようなことが起こってるんで、やっぱりみんなの

問題として、全国の問題として捉えていただいて、声をあげていただきたいっちゃん、そういう思いから書いておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（南出昌彦君） ほかの委員さん、何かご意見ございませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） 私自身は要するに、ここさっき書いてあった、3番目のところで、要するに、緑ヶ丘保育園に落下物があっていうことで、この「チーム緑ヶ丘1207」っていうのを保護者会の皆さんが立ち上げて、その後、小学校でも落ちた。それで、それも、しかも、この小学校とか病院とかの上空は避けるっていう合意がなされているにもかかわらず今もずっと飛んできている。その請願もあげたけれどもなかなか通らないんで、全国の皆さん力貸してくださいとね、そういうふうな趣旨だと思うんです。

今の、このPFASの問題で言えば、確かにここに書いてあるのは、限定した、ここの団体が調査した中でわかってるのは、今、普天間第二小学校の土から出てきたっていうことですよ。ここに書いてあるので言えば。それも、要するに市民団体が測った。だから、宜野湾市とも連携をして土壌調査をきっちりやって、濃度がその時も高かったら、汚染された箇所は替えて欲しいっていうのが趣旨ですよ。それを、全国的に何でそういうんやって、宜野湾市がどうしたのかと、その辺は全然私もわからないけれども、できたらこの問題も含めて全国の皆さん力を貸してくださいっていうのが請願の趣旨やと思うんです。なので、別にそこにこだわることはないんじゃないかなっていうふうに私は思います。

○委員長（南出昌彦君） 岡委員。

○委員（岡 弘悟君） 正直な話、こだわってるとか、こだわってないわけじゃなくて、その宜野湾市さんにも市議会があつて、その対応がわからない状態で、橋本市がそうだそうだというような話ができないので、ここさえなければ阪本委員おっしゃるみた

いに、米軍のヘリが飛んでるとか、住宅街を飛行禁止にしてるのに飛んでるっていうのは、それはもう沖縄県だけの問題じゃないと思うんですよ。これはもう日本全体で話していかなあかん問題やけど。この普天間第二小学校の土壌調査の実施及びとか言われたら、そんな宜野湾市の小学校の話のことで国に僕らが陳情あげるっていうたら、逆に本末転倒の話になってしまうんで。それは、もうここに関しては、もう宜野湾市さんが対応していただかんと。ええと思うんですよ。もしそれが出てきて、土壌調査して結果が出てるんであれば、市議会が市民の代表なんで絶対動いてるはずなんで、そこに関しては、僕たちが国に陳情をあげるっていうのは、ちょっと難しいんですけど。阪本委員がおっしゃった、その飛行、普天間基地の問題っていうのは宜野湾市だけの問題ではないと思うんで、そこに関しての請願は一切橋本市からあげていっても、それはもう日本政府で対応しないと宜野湾市さんが幾ら言っても国の上位法で決められることやから、僕らが力をお貸ししてっていうのはわかるんですけど。ちょっとここだけ、ちょっとやっぱり気になるんで、僕の意見じゃなくて皆さんの意見も聞いたって。

○委員長（南出昌彦君） それでは、ほかに質問がもしなければ、このことについて委員間討議をしたいと思いますけど。ほかに先に、ほかの質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） いいですか。じゃあ、委員間討議させていただきます。

石橋委員。

○委員（石橋英和君） まあここに書かれていますこと確かにお気の毒だなとは思いますが。それは普段からね、私たちも意識がないわけじゃなくて。

ただね、日本中自治体間格差っていうのは、これはもう厳然としてあるわけで。じゃあ私たちが十分国の支援、満足してるかって言ったらそうじゃない部分があって、たまたまこの間テレビ見てたら、東京都小

池知事がテレビ出てね、防災対策、水害対策かな、ものすごい設備をドヤ顔で説明してましたけどね、東京ってここまでやるんやなっていう本当に。

例えばうちはね、水害対策として紀の川の浚渫を何回も何回も陳情を重ねて、やっとちょっとずつ動き出してくれたかなっていうことで、本当言うたらあんなの単年度でスパッとやってもらわんと、やっぱりそばの小学校とかね、もっと大きな水害に見舞われたら非常に危険にさらされてる部分もあって、和歌山県、橋本市、どっちかっていうたら私は、自治体の中でも負け組だという認識を持っててね、もっとやっぱり国の対応を要求したいことがある。

この沖縄も気の毒やなどは、もちろん思いつつも、私たち橋本市議会としたら、やっぱりまずは橋本市民から国に対する要望を第一に取り上げるべきであろうし、その次は和歌山県のことについて国に対して要望すべきであろうし、だから決して、この沖縄こんな全部辛抱せよとは言いつもりはなくても、私たちは、まず橋本市何とかお願いしますって国に言うのが先決だと思ってまして。だから、もうズバツと言え、これはご遠慮いただきたい。もっと和歌山県のことを私たちは目を向けたいから、今そこまでちょっと申し訳ないけど。ただ、無視してるわけじゃなくて、心は痛めてるけど、もっと私たちには目先にやらなきゃいけないことがありますのでという、そういう考えなんです。だから、これはちょっと取り下げていただきたい。

○委員長（南出昌彦君） 今、委員間討議ですので、この間、各委員の発言に関連して当局に対して確認必要場合は当局にお尋ねいただいても結構です。

ほかに、阪本委員。

○委員（阪本久代君） 今の石橋委員の意見に対してですけど、請願権は誰でも持つことで、だから沖縄のことがあがってきた、そのことについて議会として真摯に対応するっていうのも大事なことで、沖縄の

ことだから後回しってということにはならないと思うんです。その点で言えばね。

それと、先ほどの2.の宜野湾市はどうしてるんやっっていうことについては私も全然わからないので、そこはわからないので、できたらそれも調べたいと思いますので、継続にしてもらいたいなと思います。

○委員長（南出昌彦君） 岡委員。

○委員（岡 弘悟君） 阪本委員からもおっしゃってましたが、橋本市議会としても、沖縄県の問題っていうのは国の問題であって、日本国民の問題で、我々も橋本市民っていうのは、橋本市だけの問題をね、やっていけばええってわけでもないんで、全国で市議会は協力してたらええんやけども。

先ほども言わせてもらったんですけど、やっぱりこの固有名詞はね、やっぱりちょっと継続にするにしてもね、一回省いてもうて出し直してもうたほうが僕はええと思うんです。正直な話。ここはやっぱり出せないんですよ。沖縄県を取り巻くね、国とのアメリカ基地の問題とかに関して、やはり住民の安全を守っていくために何らかの対策をすべきじゃないかっていう話であればね、橋本市議会としても話はしやすいですけども、固有名詞は、やっぱりちょっと省いていただきたいと思うので、一度取り下げてもらって出し直してもらおうほうがええと思うんですけど。継続にしても、ここが引っかかってしまうんで。

○委員長（南出昌彦君） 高本議員どうでしょうか。

○紹介議員（高本勝次君） 全体読んでいただいたらわかりますように、結局、自分たちの沖縄だけの声が届かないんで、政府に言いに行っても、外務省行っても、なかなか届かない。だから現状が続いてるっちゃうことなんです。こういう被害がね。だから、それでご一緒に声をあげていただけないかっちゃうのが、やっぱり思いから出てきてると思うんです。そこをぜひね、わかっていただいて、自分とこで解決せえっちゃう、できないから全国自治体に、議会にね、これを何とか自分たちの声が、やっぱ

りみんなの、全国でそういう声をあげてもらったら、かつらぎ町も九度山町も委員会では通ってるんで、かつらぎ町は全会一致で通ってるんですけどね。そういう意味で、何とか自分たちで声あげてこうっちゃうのがね、思いがやっぱり届けなあかんっちゃうのがすごくその辺が大事で。だから、岡委員の言うことわかるんですけどね、わかるんですけども、全体とおしてやっぱりこういう被害を、やっぱりみんなで声あげていくっちゃうことが、ものすごくこれ重要やと思うんです。自分とこで解決できないんで、声あげてきてるんでね。だから何とかそこをね、全国でやっぱこういう声あげていって欲しいということで、何も基地をなくせ全然言うてませんで、基地なくせちゃう問題でなくて、当然やっていただくということ、その上空を飛ばないでほしいということ、これ約束ごとなんて守られてない。実際約束してんのに守られてないってことでね。

もう一つ、水の問題も、汚染されてる問題もね、くれぐれも何回も申し出ても、言うこと聞いてくれへんちゃうので、それで現地の人たちが、もうたまりかねて、みんな声あげていただけないかっちゃうような思いから、それぞれの議会でね、お願いして回ってるんですわ。だから、ぜひその辺の全体とおしてね、これはやっぱり声あげていかなあかんというふうに、政府にこれ要請することなんで、橋本市が何かするじゃなくてね、それはやっぱり、橋本市議会で政府に声をあげていってあげようと、石橋委員がおっしゃっていただいたように、そういう声を届けるということが自分たちの議会として当然やっていってあげたいなという思いから思ってますんで、どうぞよろしく。

○委員長（南出昌彦君） 中本委員。

○委員（中本正人君） 今、皆さんのご意見聞いてましてね、高本委員が一応お話を受けたから、ここで請願やっとするわけでしょう。この話をね、お聞きしたから、ここに請願出しとするわけでしょう。ただね、この問題は

ね、先ほどから意見出てますように、宜野湾市はじめね、やっぱり沖縄県、また県下の、沖縄県下のね、市町村がどういう状態になってるのかということですわ。このことについてはね、我々、全国の一自治体の市議会で議論するような問題では、僕はないと思うんやけどな。やっぱり先ほども言ってるように、一旦これ出し直したほうが、僕はいいと思いますけどね。

○委員長（南出昌彦君） 今、いろんなご意見いただいております。

岡議委員のほうから、もう一回出し直してはどうかと。石橋委員については、これはご遠慮していただきたい。中本委員についても、今おっしゃったとおりであると思います。

手元にある資料でいきますと、今現在でいきますと、糸満市、それから京都の長岡京市、それから鳥取の倉吉市、それから北海道の歌志内市、それから福島県の喜多方市。これらの自治体が意見書の提出をされてるところであります。

それで、高本議員の説明もよくわかるんですけども、とりあえず今、お話出てるのが、PFASについてのところの論点が、どうなのかというところについての質問が、ご意見が多いかと思えますんで、その点もう一回出し直すのかどうかということも含めて、一回採決させていただいてよろしいですか。

高本議員。

○紹介議員（高本勝次君） これ、報告書なんです。沖縄県が土壌調査したんですわ。その結果、数値が出てるんで、県あげて、これは問題ということで、沖縄県全体でやってるんですわ。だから、これかなり分厚いもんです。A4のあれですけどね。この調査報告書を出されてるんです。今年ね。だから、そういう意味では県として、沖縄県として努力して自分たちで調査もしながら明らかにしてみんなに訴えているというのが実際。それをくれぐれもわかっていただいて、お願いします。

○委員長（南出昌彦君） それでは、これをもって委員間討議を終了いたします。

ほかにご質問がなければ、これより、討論に入ります。討論する方ございませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） 採択に賛成の立場で討論を行います。

3つ、3項目、今2.に引っかかるというご意見はありますけれども、ここの団体とすれば、自分たちの身近なところをやって欲しいということだと思います。そのことが、ひいては日本全体につながっていけばいいなという思いがこもっていると思います。

主張というか、この請願の中身については、本当に自分たちもやっただけでもうまくいかないから全国に力を貸してほしいという請願になってると思いますので、採択すべきだと思います。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） ほかに、岡委員。

○委員（岡 弘悟君） 不採択の立場で討論させてもらいます。

阪本委員おっしゃってることも、高本委員おっしゃってることもよく理解できるんですけども。例えばこれが宜野湾市さんのほうからね、全国の市町村に助けてくださいと、我々だけでは解決できないんで、県とタッグ組んで和歌山県橋本市全体とね、タッグ組んでっていう問題であればわかるんですけども。やはりそのピンポイントな話は、やはりそこに市議会がある以上、やはりその市議会がまず中心になって、それに対応して行って、そしてそれが国の問題であるのであればね、我々もお手伝いさせてもらいますけど、これ市町村の問題になってきますんでね、我々が関与してしまうと、宜野湾市の市議会をないがしろにしてるという形にもなりかねませんのでね、やはりこの文言、やはり気になりますんで、不採択と私はしたほうがいいかなと思います。

以上です。

○委員長（南出昌彦君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）それでは、討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願について を採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（南出昌彦君）起立少数であります。

よって請願第1号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

2 協議 LGBT理解増進法の慎重な運用を求める意見書（案）について

○委員長（南出昌彦君）次に、LGBT理解増進法の慎重な運用を求める意見書（案）について ですが、本件について、田中博晃委員から、会議規則第14条第2項の規定に基づく本委員会からの議案の提出について提案のあったものです。

それでは、提案者である田中博晃委員より説明願います。

田中委員。

○委員（田中博晃君）おはようございます。よろしくお願いいたします。

意見書案っていいですか、資料については、事前に配布しておりますので、これをすべて読むとかはいたしません、要は何

を言いたいかっていいますと、法案は通ったんですが、まだそれに関わる部分で様々な問題があると。ということは、もっと慎重に時間をかけて運用したほうがいいのではないかという内容です。

皆さまのご意見をいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○委員長（南出昌彦君）説明が終わりました。

本件について、質問等ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）成立過程においてバタバタと決まったと。ここにも3案が乱立する状況の中でバタバタと決まったということで、その点はそのとおりやと思うんです。

ただ、このLGBT理解増進法っていうのは、理解を深めていこうということが趣旨やと思うんですけど、ここに書いてある多くの課題が抱える多くの論点っていうことは、具体的に言うたら何を指してるのか、説明をお願いします。

○委員長（南出昌彦君）田中委員。

○委員（田中博晃君）多くの論点、下のほうにも書いてありますけれども。例えばこの法案、今は通りましたけれども、スポーツ関係において他国でも様々な問題って起こってるの皆さんがご存知だと思います。その一つ一つを、これです。これです。というのではなくてですね、こういったところがまだ見過ごされているのに、運用を一気にするのは性急ではないかという意味になっています。

○委員長（南出昌彦君）暫時休憩します。

（午前10時06分休憩）

（午前10時15分再開）

○委員長（南出昌彦君）再開いたします。

それでは、皆さん、今、ご意見いただいたように、正副委員長に意見書の内容等について一任いただいて、再度皆さんにご確認いただいた上で、本会議へ提出するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

だきたいと思います。

○委員長（南出昌彦君） それでは、ご異議
がありませんので、そのようにさせていた
